

<医薬品の一般名処方について>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

その為、後発医薬品のある医薬品については、特定の商品名ではなく薬剤の有効成分を元にした一般名で処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

上記により、当院では下記の「一般名処方加算」を算定しております。

■一般名処方加算

- ・一般名処方加算 1 10点
- ・一般名処方加算 2 8点